

令和3年6月

市民のみなさまへ

消防本部予防課

住宅用火災警報器設置状況の調査結果について

～設置率66% 一戸建住宅への設置が課題～

1. 調査の実施について

河内長野市にお住まいのご家庭に、住宅用火災警報器（以下、住警器）の設置が義務付けられて、令和3年6月でちょうど10年になりました。市民のみなさまも、これまでにいろいろなところで住警器に関する情報を見聞きされ、以前よりだいぶ身近に感じられていることと思います。逆に、身近になりすぎて新鮮味や興味といった面は少し薄れてきているかも知れません。

しかし、火災は毎日どこかで起きています。国の発表では、令和元年は14分ごとに1件の割合で火災が発生した統計となっています。その火災の中でも、私たちの生活の拠点で起こる火災、住宅火災は、生活のすべてを、時には私たちの命をも奪います。同年の国内の住宅火災による死者数は、放火自殺者等を除いて899人でした。河内長野市でも、令和3年に入って3名の尊い命が住宅火災によって失われています。

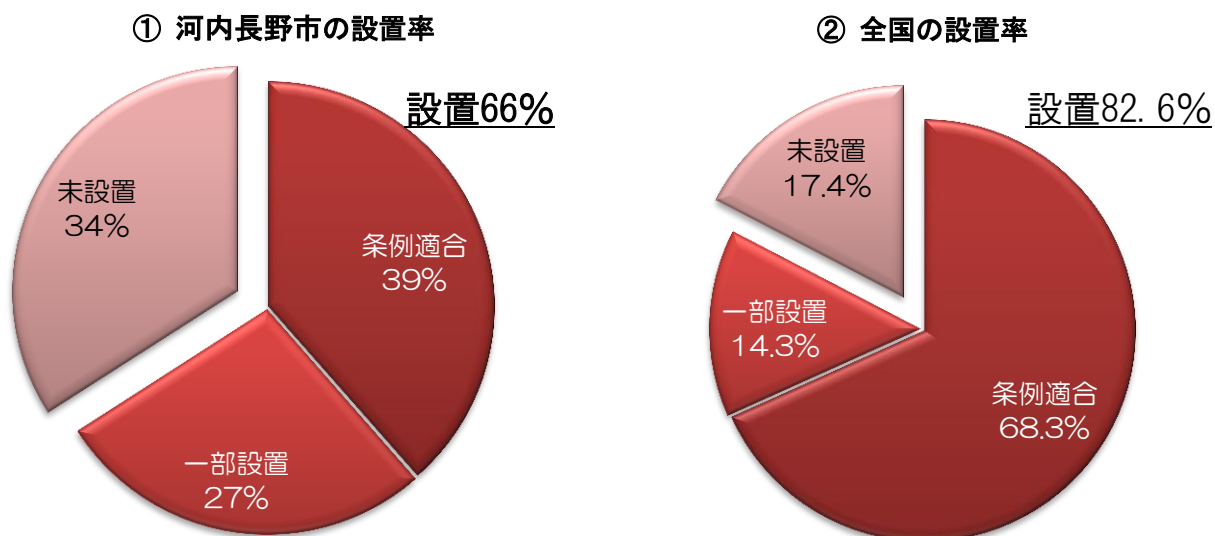
こうした中、予防課では、住宅防火に非常に効果的な住警器がさらに普及するよう、令和3年4月から5月にかけて、各ご家庭の住警器の設置状況について実態調査を行いました。

調査の対象は、市内の全ての世帯からコンピューターで無作為に抽出した300世帯とし、新型コロナ感染拡大対策として、戸別訪問に替えて郵送によるアンケート形式で行いました。その結果、179世帯（約60%）から回答を得られましたので、結果を発表します。

実は、これまでも住警器の設置率調査は行っていましたが、調査方法が異なりました。これまでは、消防フェアなどのイベントにおいて来場者にアンケートに協力してもらう方法をとっていましたが、この場合、調査対象となる方々の年齢層や消防への興味などといった面で調査結果に偏りが生じる可能性があったことから、今回は、より実態に即した調査結果を得るため、総務省消防庁が示す方法を用いました。

2. 調査結果について

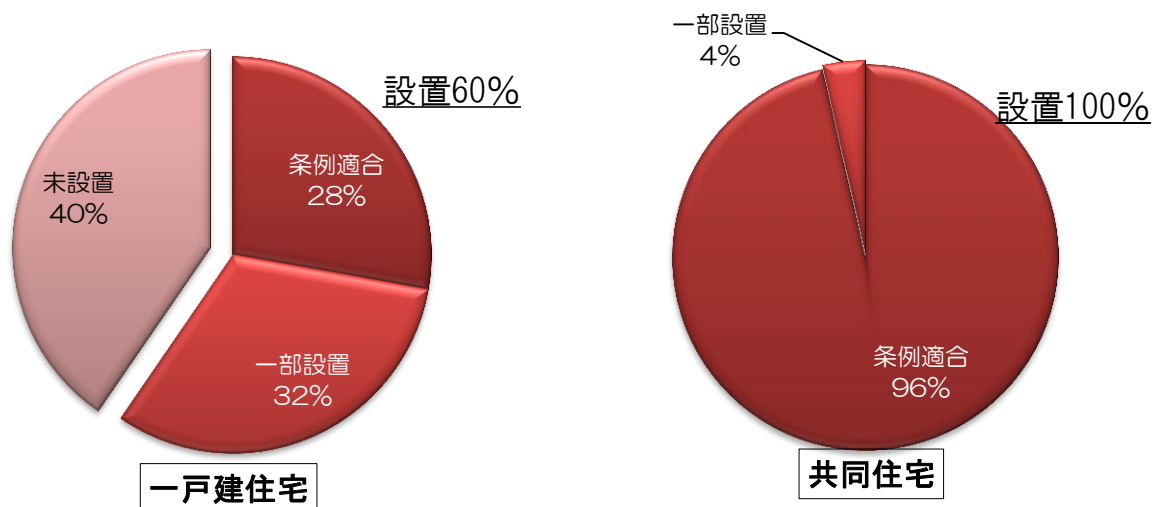
まずは設置率です。設置率とは、条例で定められた場所全てに住警器を設置（条例適合）している世帯と、全てではないが一部の場所に設置（一部設置）している世帯の両方を足した割合です。



グラフ②が示すとおり、全国の設置率は82.6%であるのに対し、グラフ①が示すとおり河内長野市は66%と低い結果となりました。

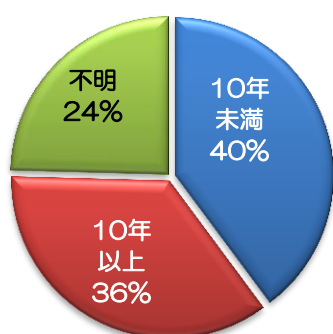
条例適合率に関しても39%と、全国の68.3%より低い結果となっています。

③ 河内長野市の一戸建住宅・共同住宅別 設置状況

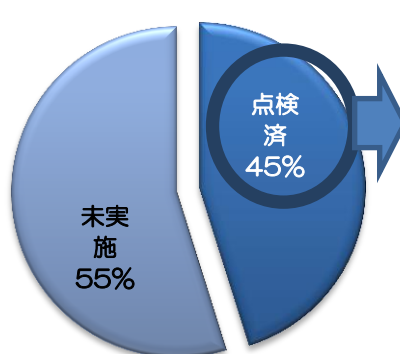


この設置率と条例適合率について、一戸建住宅と共同住宅（マンション等）に分けて見てみると、グラフ③が示すとおり一戸建住宅の設置率は60%、条例適合率は28%に対して、共同住宅の設置率は100%、条例適合率は96%となっています。また、一戸建て住宅の4割に住警器が設置されていないという結果になりました。次は、設置している世帯の住警器の状況についてです。

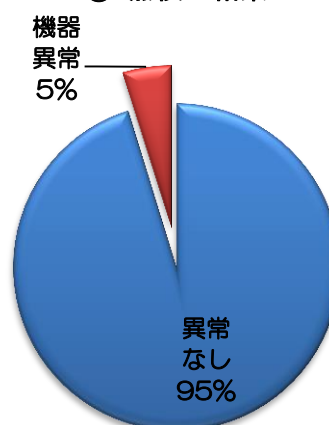
④ 機器の使用経過年数



⑤ 機器の点検実施率



⑥ 点検の結果



電池や機器の寿命の目安とされる10年を経過しているか、していないかを示すのがグラフ④です。設置や交換後の経過が10年未満は40%、10年以上経過もしくは経過年数が不明とされたのが、合わせて60%となりました。

また、設置している住警器の作動点検を実施しているかについての質問結果がグラフ⑤です。ここでは、今回のアンケートをきっかけに点検を行った場合も「点検済」に含まれています。その結果、45%の世帯で点検済となりました。

最後は、点検の結果についてです。グラフ⑤の示す「点検済45%」の世帯の点検結果がグラフ⑥です。作動確認の結果、異常なしが95%でした。

なお、グラフにはありませんが、異常の見つかった5%は、機器の経過年数が10年以上のものから見つかり、経過年数が10年未満の機器は、全て異常がない結果でした（経過年数10年未満と10年以上で分けて計算すると、経過年数10年未満の場合は異常率0%、経過年数10年以上の場合は異常率10%となります）。

この調査結果から、河内長野市では一戸建住宅での設置が特に課題であること、また、設置しているご家庭でも、使用年数が10年を経過する機器が今後どんどんと増

えていく中、点検の実施も課題になってくることが見えてきました。

3. あらためて、今なぜ、住警器なのか

そもそも、条例で個人の住宅に住警器の設置を義務付けすることに違和感をもつ方がいるかもしれません。本来、住宅の防火責任は個人が負うものなのですから、行政が関与するのは正しいことなのか。しかし、それだけ効果が大きいのです。また、木造が多い日本の住宅事情において、まちの大火を防ぐことにつながるのです。

世界にも目を向けると、住警器は1970年代後半にアメリカで普及し始め、90年代に設置率が90%を超え死者数がおよそ半減したことにより、その効果が注目されていました。

日本でも、住警器を設置している場合と設置していない場合を分析したところ、失火を原因とする住宅火災においては、住警器を設置している場合は死者数と焼損床面積が半減、損害額は約4割減になっています（平成29年から令和元年までの3年間の国の調査）。

河内長野市の一戸建住宅では、設置率が66%、義務通りの設置は4割に満たない状況となっていますが、今後設置が進むことで被害の軽減が大きく期待できます。

また、日本では住宅火災による死者の約7割が65歳以上の高齢者です。そして、その多くが就寝時間帯の火災により逃げ遅れで犠牲になっているという事実があります。河内長野市も高齢化率が高く、今後さらに進むことが予想されています。住警器は、24時間休みなく火災を見張る頼もしい機器です。もはや住警器の設置は、義務だからというより、ご家族の安全のために必要であるといえます。

4. 予防課からのお願い

住警器の義務化は、過去の住宅火災の多くの犠牲の上に成り立っている制度です。木造住宅の多い日本は、まちの大火を防ぐためにも住宅防火は特に力を入れなければならない国です。そして、河内長野市は、消防車が到着するまで時間がかかる場所や消防車が進入しにくい場所もあり、また、そのうえ高齢化が進んでいるまちでもあります。

このような状況を考えると、住宅防火の特効薬ともいえる住警器の設置は一日でも早いほうが良いといえます。

あと、重要なのが作動を確認するための点検です。住警器は、機能を維持するためには電池交換や本体の交換が必要です。先にお伝えしたとおり、その目安は10年です。ちょうどこれから、多くのご家庭に交換時期がやってくることになります。

近ごろの住警器は、機能的で比較的安価な製品も増えてきました。いま一度、ご家庭の住警器が、見張り番として頼れる状態か確認し、異常があれば、より機能的な見張り番に交換するようお勧めします。いま付けている住警器も、点検はスイッチ一つで簡単にできるようになっています。最近点検を行っていない方は、今日、点検してください（大きな音がします）。

あとは、取り付け場所についてです。頼もしい見張り番が、もっとも効果的に役目を果たすようにするには、条例で定められた場所全てに設置する必要があります。ご自身や大事な家族を守るため、一日でも早く定められた場所全てに設置するよう予防課からお願いします。取り付け作業は難しいものではありません。設置場所や取り付け時の注意点は、ホームページでも案内していますのでご覧ください。

以上のことをお願いしますが、義務化から10年が経過した今でも、まだ設置していない、または点検ができていない世帯があるということは、なかなか前に進められない個々の事情があるのかも知れません。そういった場合は、自治会での共同購入や自治会内での設置・点検の協力など、地域単位で取り組むことが、最も効果的な対策の一つと考えます。

そして、今後高齢化が進むことを考えると、親類、知人、近所の間、またコミュニティにおいて、壮年層はもちろん、少年を含めた若年層に対する防火リーダーとしての期待もますます高まってくると感じます。

最後になりましたが、このたびの調査にご協力いただきました市民のみなさまに感謝しますとともに、今回の調査結果については、住宅火災のない安心できるまちに向け、住警器が未設置のご家庭には普及を、すでに設置されているご家庭には点検の呼びかけを、今後効果的に行う上での貴重な資料として活かしてまいります。

お問い合わせ

河内長野市消防本部予防課

電話 0721-53-3699

メール yobou@city.kawachinagano.lg.jp